

改正

平成27年3月31日26千ま建指発第334号

平成29年3月31日28千環建指発第218号

平成30年12月28日30千環建指発第152号

平成31年3月27日30千環建指発第218号

令和2年3月27日31千環建指発第219号

令和4年3月17日3千環建指発第204号

令和8年3月23日7千環建指発第335号

千代田区住宅付建築物の耐震化促進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内に存する住宅付建築物の耐震化に係る費用を助成することにより、区民の不安を解消するとともに、地震時における建築物の安全性の向上を図り、もって安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅付建築物 過半の用途が住宅以外である建築物で、建築物の所有者が居住する住戸を含む建築物をいう。
- (2) 所有者等 建築物の所有者（一部を所有する者を含む。）及び管理者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体とする。）をいう。ただし、次に掲げる者は除く。
 - ア 国又は地方公共団体その他公的機関
 - イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社に該当する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する者以外の者
 - ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する者以外の個人であって事業を営む者
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて行われる建築物の地震に対する安全性の評価をいう。
- (4) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として実施する建

建築物の改修工事をいう。

- (5) 建替え 現に存する住宅付建築物を除却し、当該建築物の敷地に引き続き当該所有者が居住するための住戸を含む建築物を建築することをいう。
- (6) 緊急輸送道路 東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路をいう。
- (7) 評定指針 耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針をいう。
- (8) 第三者機関 耐震診断及び耐震改修計画の内容について、評価を行う機関をいう。

(助成)

第3条 千代田区長（以下「区長」という。）は、住宅付建築物の所有者が当該住宅付建築物の耐震改修又は建替え（以下「耐震改修等」という。）を行う場合に、予算の範囲内でその費用（消費税に相当する額を除く。）の一部を助成することができる。

(助成対象事業)

第4条 前条の助成（以下「助成」という。）の対象となる住宅付建築物の耐震改修等は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 木造でないこと。
- (2) 本要綱、千代田区マンション耐震化促進助成要綱（平成20年6月23日20千ま建指発第61号）、千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進要綱（平成23年10月24日付23千ま建指発第145号）又は、千代田区分譲マンションの耐震化促進モデル事業助成要綱（令和7年4月25日7千環建指発第58号）に基づく同種の費用に係る助成金の交付を受けていないこと。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がないこと。ただし、重大な不適合部分の是正が同時になされる場合はこの限りではない。
- (5) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標をいう。以下同じ。）値が0.6未満相当であること。
- (6) 耐震改修にあっては、耐震改修後に I_s 値が0.6相当以上となるよう計画されたものであり、評定指針に適合する水準にあることについて第三者機関の評定を受けたものであること。

(助成対象者)

第5条 助成について申請することができる者は耐震改修等を行う住宅付建築物の所有者等とする。ただし、共同で所有する建築物については所有者全員により合意された代表者とする。

(助成額)

第6条 助成金の額は、住宅付建築物の耐震改修等に要する費用で、別表に定める額を限度とする。

ただし、既に本要綱による助成を受けた部分に係る費用は除く。

2 前項により算定した助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事業計画承認)

第7条 耐震改修等の助成を受けようとする者は、事業の着手及び助成金の交付申請前に、耐震改修等に係る事業費の総額、年度ごとの事業工程及び事業費の内訳並びに事業完了予定時期等について、区長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得ようとする者は、関係書類を添えて、住宅付建築物の耐震化助成事業計画承認申請書（第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは、住宅付建築物の耐震化助成事業計画承認通知書（第2号様式）により、助成対象事業とならないことを確認したときは、事業計画不承認を決定し、住宅付建築物の耐震化助成事業計画不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画承認の変更)

第8条 前条第3項の規定に基づき事業計画の承認を受けた者（以下「施行者」という。）は、承認を受けた事業計画について、助成金の額に変更を生じさせる事業内容の変更をしようとするときは、関係書類を添えて、住宅付建築物の耐震化助成事業計画変更承認申請書（第4号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、住宅付建築物の耐震化助成事業計画変更承認通知書（第5号様式）により、助成対象事業とならないことを確認したときは、変更不承認を決定し、住宅付建築物の耐震化助成事業計画変更不承認通知書（第6号様式）により、施行者に通知するものとする。

3 施行者は、前条第3項の規定に基づく承認を受けた事業計画について、助成金の額に変更を生じさせない範囲で事業内容の変更をしようとするときは、関係書類を添えて、住宅付建築物の耐震化助成事業計画変更報告書（第7号様式）により、区長に報告しなければならない。

(交付申請等)

第9条 施行者は、交付に係る年度分の助成について、関係書類を添えて、住宅付建築物の耐震化助成交付申請書（第8号様式）により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の対象となることを確認したと

きは、助成金の交付を決定し、住宅付建築物の耐震化助成交付決定通知書（第9号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 施行者及び前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、その承認及び決定された権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、区長の承諾を得た場合はその限りでない。

2 前項の区長の承諾を得ようとする者は、第8条第1項を準用し、区長に申請しなければならない。

（耐震改修等の実施）

第11条 交付決定者（着手する年度に交付申請を行わない場合は施行者）は、耐震改修等の請負契約を締結し、当該事業に着手したときは、速やかに関係書類添えて、住宅付建築物の耐震化助成

事業着手届（第10号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 前項に規定する請負契約を複数回に分けて締結し、又は変更契約を締結する場合は、その都度届け出るものとする。

（交付変更決定）

第12条 交付決定者は、決定を受けた助成金の額に変更が生じるときは、第8条に規定する事業計画変更承認を受けた後、関係書類を添えて、住宅付建築物の耐震化助成交付変更申請書（第11号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは交付変更を決定し、住宅付建築物の耐震化助成交付変更決定通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成対象事業の取りやめ）

第13条 施行者は、事情により耐震改修等を取りやめるときは、住宅付建築物の耐震化助成事業廃止届（第13号様式）により、区長に届け出なければならない。

（検査等）

第14条 区長は、耐震改修等の工事が適切に行われているかを確認するため、必要に応じて、当該耐震改修等の中間検査及び完了検査を行うものとする。

2 区長は、耐震改修等の適正な履行を確認するため、施行者に対し耐震改修等の実施状況に関する報告を求めることができる。

（完了実績報告）

第15条 交付決定者は、当該年度の第9条に規定する交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに関係書類を添えて、住宅付建築物の耐震化助成完了実績報告書（第14号様式）により、区長に報告しなければならない。

（交付する助成金の額の確定）

第16条 区長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、当該年度の事業計画が適正に履行されたことを確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、住宅付建築物の耐震化助成交付金額確定通知書（第15号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第17条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、住宅付建築物の耐震化助成金交付請求書（第16号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第18条 区長は、前条の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

（事業計画承認及び交付決定の取消し）

第19条 区長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業計画承認及び交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により事業計画承認及び交付決定を受けたとき。
- （2）この要綱及び法令に基づく区の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき事業計画承認又は交付決定を取り消したときは、住宅付建築物の耐震化助成事業計画承認及び交付決定取消通知書（第17号様式）により、当該施行者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第20条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第21条 交付決定者が本要綱による助成を受けて効用を増加した財産を、助成事業完了後10年以内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（補則）

第22条 助成金の交付の手続については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15

号)に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日26千ま建指発第334号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日28千環建指発第218号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱中助成額の規定は、前項の日以降に決定される助成について適用し、同日前に決定された助成については、なお従前の額による。

3 改正前の要綱に定める様式による用紙で現に残存するものは、所用の修正を加えてなお、使用することができる。

附 則 (平成30年12月28日30千環建指発第152号)

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日30千環建指発第218号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日31千環建指発第219号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日3千環建指発第204号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月23日7千環建指発第335号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

費用の区分	助成率と助成限度額
耐震改修等に要する費用	(緊急輸送道路) 以下イ、ロ、ハのいずれか低い額における住宅部分に相当する

	費用 (以下「住宅部改修費用」という。)の2/3 イ 51,200円/㎡×延べ面積 ロ 住宅付建築物の耐震改修工事費(建替えの場合も試算) ハ 住宅付建築物の建替え工事費 助成限度額:430万円
	(一般道路) 以下イ、ロ、ハのいずれか低い額における住宅部改修費用の23% イ 51,200円/㎡×延べ面積 ロ 住宅付建築物の耐震改修工事費(建替えの場合も試算) ハ 住宅付建築物の建替え工事費 助成限度額:150万円

※ 複数の見積書が添付された場合における助成対象費用の額は、最も低い見積りの金額を使用するものとする。

※ 助成対象費用は、消費税を除いた額とする。

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別記 様式の添付図書

様式	名称	添付図書
第1号	住宅付建築物の耐震化助成事業計画承認申請書	(共通事項) ・内訳書(第1号様式の2) ・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 ・土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類 ・土地の所有者の承諾書(借地の場合) ・法人全部事項証明書(法人の場合) ・住民票(写) ・確認通知書(写)又は建築年月日を証する書類 ・共有者全員の同意書(建物の所有者が複数の場

		<p>合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修等の工程表（概要） ・誓約書（重大な不適合がある場合） ・緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類（緊急輸送道路沿道の場合） ・住宅部分の面積表 ・案内図、配置図、各階平面図 ・工事に関する設計図書 ・その他、区長が必要と認めた書類（耐震改修の場合） ・補強設計結果報告書（概要版） ・耐震改修の見積書（3者以上）（建替えの場合） ・耐震診断結果報告書（概要版） ・除却工事の見積書（3者以上） ・新築工事の見積書 ・耐震改修に要する費用を示す書類（設計図書、見積書等）
第4号	住宅付建築物の耐震化助成事業計画変更承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書（第4号様式の2） ・申請内容の変更を示す図書 ・その他、区長が必要と認めた書類
第7号	住宅付建築物の耐震化助成事業計画変更報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・その他、区長が必要と認めた書類
第8号	住宅付建築物の耐震化助成交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅付建築物の耐震化事業計画承認通知書（写） ・その他、区長が必要と認めた書類
第10号	住宅付建築物の耐震化助成事業着手届	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（写） ・工程表
第11号	住宅付建築物の耐震化助成交付変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅付建築物の耐震化事業計画変更承認通知書（写）

		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、区長が必要と認めた書類
第14号	住宅付建築物の耐震化助成 完了実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の領収書等（写） ・当該年度の事業費を確認できる書類 ・写真（着手前、中間時、完了時） ・品質検査報告書等工事内容のわかる書類 ・東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成28年4月1日付27都市建企第1203号）第3条の規定に基づく耐震化工事中掲示物の掲示状況写真（緊急輸送道路沿道の場合） ・是正報告書（重大な不適合がある場合） ・その他、区長が必要と認めた書類

様式（略）